（様式２）

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

長野県知事　阿部　守一　　様

住　　所
（所在地）

氏　　名
（名称及び代表者）

県有財産譲渡申請（一般競争入札参加申込み）にあたって、以下の事項を誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、入札参加資格（購入資格）の確認のため、貴県が長野県警察本部に照会することについて承諾します。

記

１　現在、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定する者に該当しません。

２　過去３年間、地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号に掲げられた者に該当しません。

３　自己又は自社の役員及び支店若しくは営業所を代表する役員以外の者が、次に掲げるいずれかに該当する者ではありません。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団及び同法第２条第６号に規定する暴力団員である者

（２）　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（３）　暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

（４）　自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（５）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

（６）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

４　一般競争入札による県有地売却説明書並びに注意事項及び指示事項などに同意することを承知します。

※　共同で申請（申込み）する場合は、申請（申込み）人ごとに提出してください。

＜関係法令＞

○　地方自治法施行令（昭和 22 年５月３日政令第 16 号）より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の４　普通地方公共団体は、特別な理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることはできない。

２　普通地方公共団体は、一般競争入札参加しようする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4)　地方自治法第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6)　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月 15 日法律第 77 号）より抜粋

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

２　暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

６　暴力団員

暴力団の構成員をいう。